

2025 年 10 月 29 日

各位

会 社 名 株式会社 FIXER
代表者名 代表取締役社長 松岡清一
(コード：5129 東証グロース市場)
問合せ先 取 締 役 磐前 豪
(TEL. 03-3455-7755)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること、及び本年 11 月 26 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に監査等委員会への移行に必要な所要の変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

当社は、「Technology to FIX your challenges ～FIXER のテクノロジーで日本中の DX を成就する～」というビジョンの下、クラウドと AI を主軸に、政府官公庁、金融、医療といった社会基盤を支えるお客様へ DX ソリューションを開発・提供してまいりました。

これまで当社は、監査役会設置会社として、取締役会による業務執行の監督及び監査役・監査役会による監査を通じて、経営の健全性と透明性の確保に努め、ガバナンスの有効性についても評価されております。

しかしながら、当社が事業を展開する IT 業界、とりわけ生成 AI 分野におきましては、技術革新が加速度的に進展しており、事業環境はめまぐるしく変化しております。こうした変化に的確に対応し、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層高めるとともに、これまで以上に迅速かつ果断な意思決定が不可欠であると認識しております。

つきましては、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性を向上させると同時に、取締役会から業務執行取締役への権限委譲を促進し、経営の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行させていただくことにしました。

本移行により、新しい経営体制、ガバナンス体制の下、変化の激しい事業環境において、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

2. 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただくことを前提に、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 日程

定款変更に係る取締役会決議	2025 年 10 月 29 日（水）
定款変更のための株主総会開催日	2025 年 11 月 26 日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 11 月 26 日（水）（予定）

以 上

別紙 1（機関設計移行の概要）

項目	監査役会設置会社	監査等委員設置会社
イメージ図		
構成	・監査役3名以上（半数が社外） ・常勤監査役が必須	・取締役3名以上（過半数が社外） ・常勤義務なし
議決権	監査役は議決権なし	経営判断に関する議決権あり
任期	4年（社外は2年）	2年
意見陳述権	なし	あり（株主総会にて）

別紙 2（定款変更の内容）

現行定款	変更案
（機関） 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
（員数） 第 17 条 当社の取締役は、8 名以内とする。 （新設）	（員数） 第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、4 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

現行定款	変更案
(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において、選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 (現行通り)
(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 19 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	3 <u>増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長</u> 1 名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第 24 条 (条文省略)	(取締役会規程) 第 25 条 (現行通り)
(報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行通り)
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(員数) 第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第 28 条 監査役は、株主総会において、選任する。	(削除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期) 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役) 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第 31 条 <u>監査役会</u> の招集通知は、会日の 3 日前までに各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第 28 条 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、会日の 3 日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 <u>監査役全員</u> の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査役会</u> を開催することができる。	2 <u>監査等委員全員</u> の同意があるときは、招集の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u> を開催することができる。

現行定款	変更案
(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める「 <u>監査役会規程</u> 」による。	(監査等委員会規程) 第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会規程</u> による。
(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(削除)
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
(選任方法) 第 35 条 (条文省略)	(選任方法) 第 30 条 (現行通り)
(任期) 第 36 条 (条文省略)	(任期) 第 31 条 (現行通り)
(報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役</u> の同意を得てこれを定める。	(報酬等) 第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得てこれを定める。

現行定款	変更案
(責任限定契約) <u>第 38 条</u> (条文省略)	(責任限定契約) <u>第 33 条</u> (現行通り)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
(事業年度) <u>第 39 条</u> (条文省略)	(事業年度) <u>第 34 条</u> (現行通り)
(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 40 条</u> (条文省略)	(剰余金の配当等の決定機関) <u>第 35 条</u> (現行通り)
(剰余金の配当の基準日) <u>第 41 条</u> (条文省略)	(剰余金の配当の基準日) <u>第 36 条</u> (現行通り)
(配当の除斥期間) <u>第 42 条</u> (条文省略)	(配当の除斥期間) <u>第 37 条</u> (現行通り)